SYM保証書 (2年保証車両用)

1. 保証内容

お買い上げ頂いた弊社製造のお車を構成する各部品材料及び製造上の不具合が起きた場合、この保証書に示す期間と条件に従って、これを無料修理いたします。(以下この無料修理を保証修理といいます)保証修理は不具合のある部品の交換あるいは補修により行います。なお、取外した部品は弊社の所有物となります。

2. 保証期間

保証期間は次の通りです。

	保証期間	保証対象部品
	新車を登録または届出した日 から1年間	お車を構成する全部品(ただし下記を除く) ・消耗部品および油脂液類 ・別扱い保証の部品
特別保証		エンジン本体部品(ただし下記を除く) ・消耗部品および油脂液類

SYMは、独自の判断で保証範囲に入らない不具合部品の修理、交換を行う場合もありますが、 これは弊社の責任を認めるということにはなりません。

3. 別扱い保証

次に示す部品は、この保証書とは別にそれぞれの部品メーカーが定めた保証基準に従って保証されます。お買い上げのSYM特約店にご相談下さい。

- ①タイヤ、チューブ、バッテリー
- ②SYM特約店で交換・取り付けした部品

4. 保証を適用しない事項

- (1)次に示すもの
- ①機能上影響がないと認められる感覚的現象。(におい、音、振動、オイルのにじみなど)
- ②使用損耗及び経年変化で発生した不具合(塗装面、メッキ面、樹脂部品の自然退色劣化等)
- ③通常の注意で発見できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ④不具合発見後10日以内にSYM特約店に状況を提示されなかった場合。
- (2)次に示す事項に起因する不具合
- ①5項の「お客様にお守りいただく事項」を守らなかった場合。
- ②法令及びメーカーが指定する定期点検を実施しなかった場合。
- ③保守、整備の不備または間違い。
- ④取扱説明書などに示す取扱い方法と異なる使用及び仕様の限度、法令を超える使用。
- (定員、積載量、エンジン回転、速度など)
- ⑤純正部品及び取扱説明書に指定する油脂類(オイル、クーラントなど)以外の使用。
- ⑥取扱説明書に示す定期交換部品を指定どおり交換しなかった場合。
- (7) 商業用に使用されている場合。
- ⑧一般に車が走行しない場所あるいは特殊な使用状態での使用およびレース、ラリーなどの酷使。
- ⑨法令あるいは弊社が認めていない改造。(エンジン改造、車高、灯火、タイヤなどの変更)
- ⑩ばい煙、薬品、鳥ふん、塩分、酸性雨、飛石、金属粉などの外部要因
- ⑪台風、水害、地震などの天災ならびに事故、火災。
- (3)次に示す費用は負担いたしません。
- (1)消耗部品および油脂類などの交換、補充の費用
- ②点検、調整、給油、清掃作業などに要した費用
- ③法令および弊社が指定する定期点検整備の費用
- ④弊社が指定する定期交換部品の交換費用
- ⑤SYM特約店以外で行われた修理の費用
- ⑥保証修理に伴う付随的費用およびお車を使用できなかったことによる損失ならびに本保証書の 示す条件以外の費用、補償など。
- (電話代、レッカー代、レンタカー代、旅費、積荷、休車による損失、時間の損失、取引上の損失補償など その他偶発的または結果的にもたらされた損害に対するいかなる責任も負わないものとします)

5. お客様にお守りいただく事項

次に示す事項は、保証修理を受けるためのお客様の義務として必ずお守り下さい。

- ①取扱説明書に示す取扱方法および仕様に従った正しい取り扱い。
- ②日常点検の実施。
- ③法令及び弊社が指定する点検整備の実施
- ④取扱説明書に示す定期交換部品の指定どおりの交換
- ⑤定期点検整備の実施を示す、点検整備記録を保持する事(保証修理にご提示いただきます)
- ⑥車両お買い求め後、所定の保証登録手続きが正しくなされている事

6. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合はお車とこの保証書をお買い上げのSYM特約店にお持ちいただき、 保証修理をお申しつけ下さい。保証書を提示されない場合は保証修理をお受けいたしかねます。

7. 保証の発効

この保証書は、お買い上げのSYM特約店が保証登録・車両受領書に必要事項をご記入いただき、 弊社に返送された後に有効になります。

8. 保証の継承

保証期間が残っている車両をお買い上げの際は、ご購入後ただちにお近くのSYM特約店に車両と取扱説明書(保証書)をお持ちいただき、必要な点検(有料)と保証継承手続きをお受け下さい。これにより残りの期間を保証いたします。

9. 保証の適用

この保証書は、日本国内で販売し使用されるお車にのみ適用いたします。したがって海外へ持ち出す場合はその時点で保証が打ち切りとなります。

SYMでは事前に通告することなく、いずれかのモデルまたは車両本体への変更あるいは改良を実施する 権利を有するものとし、また、すでに販売済みの車両に対してこれを実施する義務を負わないものとします。